



2024年12月12日

各 位

会 社 名 株式会社パスコ  
代表者名 代表取締役社長 高橋 識光  
(コード：9232 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 グループ経営部長 羽田 吉和  
(TEL. 03-5722-7600)

### 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年11月11日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2024年11月11日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年12月12日から2025年1月6日まで整理銘柄に指定された後、2025年1月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2024年11月11日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

##### ① 併合する株式の種類

普通株式

##### ② 併合比率

当社株式について、3,599,247株を1株に併合いたします。

##### ③ 減少する発行済株式総数

14,396,984株

(注) 当社は、2024年11月11日開催の取締役会決議により、2025年1月8日付で自己株式21,037株を消却することを決定しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

14,396,988 株

(注) 当社は、2024年11月11日開催の取締役会決議により、2025年1月8日付で自己株式21,037株を消却することを決定しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

4 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

16 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、セコム株式会社（以下「セコム」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主をセコム、及び伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）がその発行済株式の全てを所有するISフロンティアパートナーズ株式会社（以下「ISフロンティアパートナーズ」といい、ISフロンティアパートナーズ及びセコムを総称して「公開買付者ら」といいます。）のみとし、当社の非公開化後においてセコム及びISフロンティアパートナーズが有する当社株式に係る議決権の比率をそれぞれ75%及び25%とするための一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年1月7日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てISフロンティアパートナーズ（公開買付者）に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日前日である2025年1月8日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者らが2024年9月6日から2024年10月22日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,140円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

ISフロンティアパートナーズ株式会社

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確

保する方法及び当該方法の相当性

IS フロンティアパートナーズ（公開買付者）は、本公開買付けが成立した場合、伊藤忠トレジャリー株式会社から77億円を限度とする借入れ（以下「本融資」といいます。）を行うこと、及び伊藤忠商事から4億円を限度とする出資（以下「本出資」といいます。）を受けることにより本公開買付けに係る決済に要する資金を賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者らが2024年9月6日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書並びに本融資に関する融資証明書及び本出資に関する出資証明書を確認することにより、IS フロンティアパートナーズ（公開買付者）の資金確保の方法を確認しております。

また、伊藤忠商事によれば、IS フロンティアパートナーズ（公開買付者）による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、当該支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことです。

以上により、当社は、IS フロンティアパートナーズ（公開買付者）による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年1月下旬を目途に会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年2月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年3月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年1月8日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2024年11月11日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、定款第8条（単元未満株主の売渡し請求）及び定款第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、定款第12条（株式に関する取扱）を変更するとともに、これら変更

伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年1月9日に効力が発生する予定です。

### 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年12月12日(木)
② 整理銘柄指定日	2024年12月12日(木)
③ 最終売買日	2025年1月6日(月)(予定)
④ 上場廃止日	2025年1月7日(火)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025年1月9日(木)(予定)

以上